



広報

とね

茨城県北相馬郡利根町役場  
昭和47年3月20日発行 No. 95



つづって保存いたしましょう



### 旧布川中のサクラ

古今集にいう「欠方の光のどけき春の日にしづ心なく花の散るらん」の花は、サクラのことをさしています。

サクラは、ばら科の落葉喬木で、普通にサクラといえばソメイヨシノのことで、サクラは種類が多く、ヒガンザクラ、ミヤマザクラ、ヤマザクラ、オオシマザクラ、オオヤマザクラ、ヤエザクラその他で、わが国を代表する国花として世界中に知られています。町内では、かつては有名だった奥山のサクラが最近ほとんど見られなくなり、変わって旧布川中のサクラが一番見頃のようにです。

満開のときの美しさはいうまでもありませんが、三分咲き、四分咲きのころ、あるいは終わりごろの姿もいいものです。

写真は、昨年旧布川中で写したのですが、このように来る年も来る年も花でうずまるすばらしい環境の中に47年度の町の主な事業の一つとして、布川小学校の新築が計画されております。詳細についてはそのうちにお知らせすることを約束いたします。ご期待ください。

# 議会だより

## 町職員の給与等改正さる

### 【第一回臨時会】

昭和四十七年第一回臨時会は、去る二月二十二日午後一時三十分から、役場の会議室で開かれ、次の四件が審議されました。

○議案第一号 利根町税条例の一部改正について

利根町は、昭和五十一年度から、新都市計画法による新税法によって市街化区域の農地は、いわゆる宅地並みに固定資産税が課税されるというもので、この件は、総務委員会に付託され、継続審議されることになりました。

○議案第二号 利根町職員の給与に関する条例の一部改正について

国家公務員の給与に関する人事院の勧告に基づき、地方公務員もこれに準じて給与の改定が行なわれるもので、これに関する町の条例の一部が改正されたわけです。

それによると、町職員の初任給は高卒で三万一千円（改正前は二万六千二百円）となりました。この件は原案どお

り可決決定。

○議員提出決議案第一号 北方領土日本復帰促進に関する決議について

本町議会は、北方領土日本復帰促進について、後記のとおり決議することを提出する

昭和四十七年 二月二十二日提出

提出者

利根町議会議員 杉山 潔 賛成者

利根町議会議員 矢沢利平

同 篠崎正一 同 飯塚良平

北方領土日本復帰促進決議

わが国固有の領土である、齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島のいわゆる北方領土を昭和二十年ソ連邦が一方的に占有以来、われわれは休みなく「島よ還れ」と叫び続けてきた。

しかし、その悲願は達することなく、未だ復帰の糸口さえ得られないことはきわめて残念である。

これらの島々は、歴史的にあるいは法的にみても日本固有の領土であることは明白な事実であり、わが国にとつては大きな損失といわなければならぬ。

待望の沖繩祖国復帰が実現する今日、北方領土復帰促進に対する国民の悲願と要求はますます激しさを加えている。よつて政府におかれては、日本国民の永年にわたる念願と総意にこたえ、北方領土の日本復帰の早期実現のため、格別の努力をほられるよう

## 母子福祉資金のあらまし

### 母子家庭のしあわせのために

わたくしたちの生活は、いつも明るく楽しいものでなければなりません。

しかし、生計の中心である夫が死亡したり、夫の扶養を受けられなくなった母子家庭のみなさんは、家庭はもちろんのこと、社会的にも経済的にも多くの苦しみや困難があるとありますが、これらの苦難にまけてはいけません。

母は子と、子は母としっかり手をとりあつて、明るい家庭づくりと自立への道をきりひらいていきましょう。

強く要望する。

決議する

昭和四十七年

二月二十二日

利根町議会

この件も原案どおり可決決定。

○布川新町地区一部側溝設置についての請願について

請願者 米元重一ほか 紹介議員 鈴木 茂議員

この件についても全員異議なしにて採択が決定いたしました。

☆ ☆ ☆

①離婚した人で、現在結婚をしていない人

②夫の生死がはっきりしていない人

③夫から遺棄されている人

④夫が海外にいて、扶養をうけられない人

⑤夫が精神または身体の障害で長期間働けないため、扶養をうけられない人

⑥夫が法令によつて長期間こうきんされておられ、扶養をうけられない人

⑦結婚によらないで母となつた人で、現在結婚をしていない人

※20才未満の父母のない子は、親権を行なう者、または後見人のある場合は貸し付けられます。

### 貸し付けの申込みは

役場の厚生課です。申請書は用意してあります。

### ご相談は

役場・地方福祉事務所・母子相談員・地区の民生・児童委員・未亡人会長・母子福祉協力員へどうぞ。

貸付金の種類、貸付額、償還期限、利子等の詳細についてご遠慮なく相談してください。

☆ ☆ ☆

# 第一次交通事故撲滅

## 一〇〇日作戦を実施

これまで交通事故防止対策については、総力をあげて推進してきましたが、依然として事故の増加傾向は強く、とくに死者については、昭和46年に至って静岡・福岡両県を上回り、東京都に匹敵する死

者多発県となつてしまいました。開発途上にある本県の実勢からみて、交通事故の増加を抑止するためには、取締力の強化、安全施設の充実など、今後抜本的な改善をさらに推



運転者は法規を守り、歩行者もまた安全な歩行方法をとることがたいせつです。

進していくことが大前提となりますが、当面の危機状態に対処し、現在の事故増加にストップをかけるために、県警察本部として「第一次交通事故撲滅一〇〇日作戦」を展開することにしました。

期間は昭和47年2月1日から5月10日までの一〇〇日間で、本作戦の効果的な推進をはかるため、県警察本部に、「交通事故撲滅作戦本部」が設置されました。

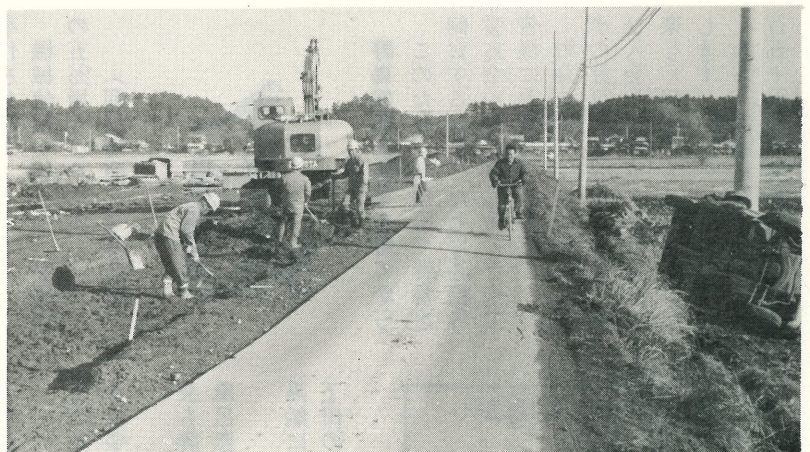
なお、この一〇〇日作戦は県警察本部ばかりでなく、県下の各警察署や各市町村でも本部に準じて展開されることになりましたので、その効果が大きいに期待されることでしょう。

町内の皆様におかれましても、悲惨な交通事故の撲滅のために御協力くださるようお願い申し上げます。

### 交通事故による負傷者を搬送した者に報償金を

#### 搬送した者に報償金

最近のきびしい交通情勢下にあつて、人命尊重を基調とした交通安全対策の一環として、交通事故による負傷者を医療機関等に搬送した善意の協力者に対し、報償金をおくり感謝の意をあらわすため、



写真は県道の拡幅工事です。道路がよくなると、スピードの出し過ぎによる事故なども起こりがちです。お互いに気をつけましょう。前方に見えるのは横須賀の部落です。

「交通事故負傷者を搬送した者に対する報償金交付規程」が制定されました。

この制度は、昨年十二月一日から実施されておりますが茨城県内で発生した交通事故負傷者を救護されたかたは、県内の各警察署、派出所、駐在所に搬送したことをしらせてください。

特定のかたを除き、千円ま

たは二千円の報償金が警察署長からおくられることになつております。

右の写真をよくご覧下さい。事故を起こした普通乗用車が横倒しになっております。このような場合、けが人は一刻も早く病院へ運ばなければなりません。通行者の皆様の暖かいご協力をぜひにお願い申し上げます。

# 商工会だより

## 自動車重量税

昨年十二月一日から実施されました自動車重量税について、これだけは知っておきたい法令をお知らせいたします

○課税の対象になる自動車

検査自動車(車検をうける車・有効期間の更新を受ける自動車)

軽自動車(使用の届出をし、車両番号の指定をうける)

○納税義務者

検査自動車については、自動車検査証の交付などを受ける者。

軽自動車は、車両番号の指定を受ける者。

重量税の納付は、自動車の使用者が直接納めることは少なく、自動車販売業者や整備業者が代行し、その税額相当額は、自動車の販売代金や整備料などとともに、自動車の購入者または整備依頼者に請求されることとなるものとされています。

○税率  
乗用自動車の税率は、車両重量が基準。  
その他の自動車の税率は、車両総重量が基準。  
※ライトバン・ジープ・放送宣伝車のような8ナンバーが付けられている特種用途自動車は、乗用車に類以していても自動車重量税法は、乗用車以外の自動車としての税率の適用を受けるので留意する必要があります。

○納付方法

陸運事務所まで自動車検査証の交付または車両番号の指定を受けるときに、その税額に相当する自動車重量税印紙を

納付書にはり付けて提出する

重量税印紙の販売所  
車検場所在地の集配郵便局

重量税印紙の発行  
五百円、千円、二千五百円、三千円、五千円、七千五百円、一万円の七種類

納付書の提出を受けた陸運局は、正当かを確認し、納付書の紙面と印紙の彩紋とに比べて判明に消すこととされていますので、納税者は陸運局提出前に自分で消印してはいけません。

自動車検査証の有効期間中に廃車しても既納の重量税は還付されません。

(来月号で自動車重量税の税率を種類別にくわしくお知らせします)

## 修正申告と更正の手続

確定申告をすませておぼったことと思えます。申告にあたっては、所得金額や税額の計算については、十分に

確かめられたことと思えますが、もし確定申告を提出されたあとで誤りがあることに気づいた場合は、修正申告が更正の請求をして、その誤りを更正することができます。

## 利根町精工組合手間代決まる

三月一日から実施されておりますのでお知らせいたします。

全職種一日三千三百円(食事代を含む)  
機械使用の場合は、手間代の5%増となります。

(利根町商工会事務局)



## 野鳥飼育は許可を得てから

このたび、利根町で野鳥を飼育する方々のために利根町愛鳥会が結成されましたので皆様にお知らせします。

野鳥を飼育するには、県知事の許可が必要ですので、ぜひ入会し、許可を受けてから楽しく飼育するよう希望いたします。

なお、保護料は一羽につき百五十円で、飼育できるのは

一人につき三羽までです。許可は五月中にとることになっております。

入会場所

利根町愛鳥会事務所  
大字布川三一〇八の一五  
会長 菊地 秀吉

## 広報文芸

短歌:

羽中 高橋 良助  
西伊豆の山合いの坂うねりつ  
つやがては青き海に続けり

西伊豆の湯の町の夜を友と酔う  
仕事のことはすべて忘れて

会も終へうたげに酔いし朝の  
風呂窓の白梅ふくいくとして

黒船に騒ぎしむかし偲びつつ  
下田の駅にいま着かむとす



町勢 (昭和47.3.1現在)	
世帯数	1,791
人口	8,520 { 男 4,152 女 4,368 }
発行所	利根町役場
町長	小島栄一
編集	総務課 広報係
電話(利根)	(029768) 2211, 2212 2213
印刷	倉沢印刷株式会社